

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 8 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 6 8 号

安城市事務分掌規則の一部を改正する規則

安城市事務分掌規則（平成 4 年安城市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の表建築課の項中

「

（４）その他開発指導に関すること。

を

」

「

（４）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律
第 1 9 1 号）に基づく宅地造成等の規制に関すること。
と。

に改める。

（５）その他開発指導に関すること。

」

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 9 日から施行する。